

## 建物事前調査業務委託 特記仕様書

1 委託名称 市立秋田総合病院改築に伴う建物事前調査業務委託（その2）

2 履行場所 秋田市川元開和町地内、川元松丘町地内、川尻総社町地内

3 共通仕様書の適用

この特記仕様書は市立秋田総合病院改築に伴う建物事前調査業務委託（その2）に適用し、特記無き事項については国土交通省東北地方整備局「用地調査等業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）および秋田県測量業務共通仕様書（平成30年10月1日以降適用）を準用する。

なお、共通仕様書中「監督職員」は「調査職員」、「主任担当者」は「管理技術者」と読み替えるものとする。

4 業務目的

本業務は、今後着工する市立秋田総合病院改築に起因する周辺建物の損害の有無を把握するため、市立秋田総合病院改築工事に先立ち、周辺建物の事前調査を行うものである。

5 業務内容

(1) 協議等

- ・打合せ、協議（着手前・調査段階随時・調査完了時）
- ・現地踏査

(2) 水準測量業務

- ・水準測量観測（秋田市川尻総社町254番 交9号からの計測とする。）

(3) 建物調査業務（対象建物は、調査対象建物位置図による）

・木造建物A	事前調査	<u>15</u>	棟
・木造建物C	事前調査	<u>3</u>	棟
・非木造建物イ	事前調査	<u>4</u>	棟

(4) 報告書作成

6 事前調査時の注意事項

- (1) 建物の四隅の土台水切等の位置を絶対水準（標高）で表し、設定単位を1ミリメートルとすること。
- (2) 写真の撮影はデジタルカメラで行うものとし、既存の損傷がある部分につ

いて、引き延ばしを行っても鮮明さを確保できる画素数（800万画素以上が望ましい。）とすること。

- (3) 写真撮影は、建物および工作物の異常なしの部分（特に内装、外装、建具の隙間および床に残った開閉痕）についても全箇所撮影し、成果品とは別に電子データのみを提出すること。

## 7 成果品

- (1) 業務成果の報告書を作成の上、提出書類として報告書2部、電子媒体（CD-R）2部を提出する。ただし、調査職員から提出部数変更の指示があった場合には、これに応じるものとする。

## 8 個人情報の取り扱い

別に定める「個人情報取扱特記事項」による。

## 9 その他

本業務を履行するにあたり、本特記仕様書および共通仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた場合は、速やかに調査職員と協議し業務を進めるものとする。